

改正の概要

1 改正する契約約款

- (1) 愛知県公共工事請負契約約款（土木工事用）
- (2) 愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）

2 改正の内容

建設業法の改正に伴う引用条項の改正

建設業法（昭和24年法律第100号）が一部改正され、令和6年12月13日に施行されることに伴い、監理技術者補佐に関する引用条項を改正するもの。

<改正前>

建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。

<改正後>

建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。

3 施行年月日

令和6年12月13日

（令和6年12月13日以降に締結する契約について適用）